

2024年診療報酬改定に伴う加算に係る掲示について

1 病棟は認知症治療病棟入院料1を算定しています

- 1日に8人以上の看護職員（看護師、准看護師）が勤務しています。
- 1日に6人以上の看護補助者が勤務しています。

2 病棟は精神療養病棟入院料を算定しています

- 1日に10人以上の看護要員が勤務しており、5割以上は看護職（准看護師・看護師）でそのうち2割以上の看護師が勤務しています。

5 病棟は療養病棟入院基本料1を算定しています

- 1日に8人以上の看護職員（看護師、准看護師）が勤務しています。
- 1日に8人以上の看護補助者が勤務しています。

入院時食事療養費について

当院では入院時食事療養費/生活療養費（Ⅰ）の届出を行っています。管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しており、標準負担額は一食当たり510円となります。

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行っておりますので、ご理解ご協力のほどお願いいたします。一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬の選択ができ、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者証で医療費の自己負担のない方についても、平成28年4月1日より明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には使用した薬剤名の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

医療情報取得加算について

当院ではマイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用するとともに、より質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。受診歴、薬剤情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

その他の施設基準

医療保護入院等診療料、精神科作業療法、精神科デイ・ケア（大規模・小規模）、精神科ショート・ケア（大規模・小規模）精神科身体合併症管理加算、運動器リハビリテーション料Ⅲ、脳血管疾患リハビリテーション料Ⅲ、廃用症候群リハビリテーション料Ⅲ、入院ベースアップ評価料19、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、酸素加算、医療安全対策加算2、感染対策向上加算3、患者サポート体制充実加算、認知症ケア加算2、診療録管理体制加算3、がん性疼痛緩和指導管理料、在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料、療養病棟療養環境加算1、16列以上64列未満のマルチスライスCT、精神科救急搬送患者地域連携受入加算